

石川県指定 有害がん具等一覧

(いしかわ子ども総合条例第45条第1項の規定に基づく有害がん具等)

がん具等の種類	構造	機能	指定年月日	告示年月日
がん具銃	圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他の反動力を利用して弾丸を発射させるもの	当該がん具銃の弾丸を装てんし、発射した場合において、発射弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口の直前で0.05kgf・m/cm ² (重量キログラムメートル毎平方センチメートル)以上を有するもの ※1	昭和63年2月26日	昭和63年3月8日
通称 「バタフライナイフ」	(構造) 柄を二つに開き、回転させると刃が出る刃体が6センチメートルを超える折り畳み式ナイフ		平成10年2月19日	平成10年2月20日
通称 「ペン型ナイフ」	(構造) 外見上ボールペン等の筆記具の形状を有し、キャップ状の鞘に鋭利な切先及び刃先を有する刃体を格納するナイフ(カッターナイフを除く)		平成11年5月20日	平成11年5月25日
通称 「ダガーナイフ」	(構造) 鎧を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの		平成20年6月27日	平成20年6月27日
通称 「バタフライナイフ」	(構造) 柄を二つに開き、回転させると刃が出る折り畳み式ナイフ			
銃砲型近代洋弓 (ボウガン、クロスボウ等)	弦に引っ掛け、た矢を銃同様に引き金で発射する装置	当該銃砲型近代洋弓の矢を装てんし、発射した場合において、発射矢の有する単位面積当たりのエネルギーが装てん時の矢の先端から1m(メートル)の距離で0.05kg f・m/cm ² (重量キログラムメートル毎平方センチメートル)以上を有するもの ※2	平成25年12月18日	平成25年12月27日

一般的目安

※1

上記がん具銃の機能は、射角度水平で弾丸を発射した場合において、おおむね銃口から3m(メートル)の距離にある四隅を支えた状態の新聞紙5枚以上を貫通する威力を有するものである。

※2

上記銃砲型近代洋弓の機能は、射角度水平で矢を発射した場合において、おおむね装てん時の矢の先端から3m(メートル)の距離にある四隅を支えた状態の新聞紙5枚以上を貫通する威力を有するものである。